

浜松市告示第 3 5 7 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和 8 年 6 月 2 5 日から 2 週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 2 5 日

浜松市長 中野 祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
宇布見浜松線	浜松市中央区富塚町 2431 番 2 から 浜松市中央区富塚町 2434 番 11 まで	令和 8 年 6 月 2 5 日	拡幅 区間